料金表

通則

(端数処理)

1 当社は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税)

2 料金には、消費税(地方消費税を含みます。)が含まれています。

(料金の免除)

- 3 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号)第141条の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。
- 4 当社は、法第18条及び第19条の規定に基づき、この料金表に規定する料金を免除することがあります。

第1表 第一種郵便物の料金

第1 適用

- 1 基本料金
 - (1) 第一種郵便物の基本料金には、次の区別があります。
 - ア 定形郵便物の料金
 - イ 定形外郵便物の料金
 - ウ 郵便書簡の料金
 - (2) 「定形郵便物」とは、郵便書簡以外の第一種郵便物で次に掲げるものをいいます。
 - ア 重量が50グラムを超えないものであること。
 - イ 表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅9センチメートルから12センチメートルまでのものであること。
 - ウ 厚さが最も厚い部分において1センチメートルを超えないものであること。
 - エ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装したものにあっては、その納入口又はこれに 相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - オ 表面に窓 (第11条 (あて名の記載方法) 第1項ただし書の規定により設けたものを除きます。以 下同じとします。) を設けたものにあっては、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 郵便物のあて名を記載した部分又は第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定により あて名を透視できるようにした部分の下部(横に長いものにあっては、左側部)に窓を設けたもの
 - (4) 横に長いもので、長さ6センチメートル、幅3センチメートルを超えない大きさの窓1か所を第 11条 (あて名の記載方法) 第1項ただし書の規定によりあて名を透視できるようにした部分の右 側部に設けたもの
 - カ ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒若しくは袋を包装に使用したもの又は第9条(郵便物の包装)第1項ただし書の規定により包装を省略したものでその合成樹脂を主たる材料としたものにあっては、別記11に掲げる形状のものであること。
 - キ 外部に、薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合 (料金 支払のための郵便切手以外の郵便切手 (記念の目的で通信日付印の押印を受けたものを除きます。) 又 はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。) を除き、他の物を添付しないものであること。
 - (3) 「定形外郵便物」とは、定形郵便物以外の第一種郵便物(郵便書簡を除きます。)をいいます。
 - (4) 定形郵便物及び定形外郵便物については、第3表(第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引)に定めるところにより、料金割引を適用します。
 - (5) 第19条 (郵便書簡の差出方法) 第1項の規定に反して折り畳んで差し出された郵便書簡及び表面部のみを切り離し、又は表面部若しくは裏面部の一部の形状を変えて差し出された郵便書簡であっても、(2)のイからキまでに掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用します。
 - (6) 第19条 (郵便書簡の差出方法) 第1項から第3項までの規定に反して差し出された郵便書簡であって、(5)の規定により定形郵便物の料金を適用するもの以外のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。
 - (7) 定形郵便物又は郵便書簡を他の種類の郵便物とともに包装したものは、(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。

2 特別料金

- (1) 次に掲げる郵便物については、第2の1 (基本料金)の規定にかかわらず、第2の2 (特別料金) に 規定する料金を適用します。
 - ア 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物(以下「郵便区内特別郵便物」といいます。)
 - (ア) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの又は当社が郵便物の地域区分事務を行う事業所として別に定める事業所(以下「地域区分局」といいます。)間の運送を要しないものであって、差出事業所(地域区分局に限ります。)が指定する郵便区にあてて差し出されたものであること。
 - (イ) 同一差出人から同時に100通以上(地域区分局に差し出す場合は、その郵便局が指定する郵便 区ごとに100通以上)差し出されたものであること。
 - (ウ) 当社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把東、差出方法、差出事業所、差 出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) (7)の当社が別に定める事業所は、別記11の2のとおりとします。
 - (注2) (かの当社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出 事業所、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートルを超えないものであること。
 - 2 重量が250グラムを超えないものであること。
 - 3 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。ただし、形状又は重量については、第2の2 (特別料金) に規定するそれぞれの料金額の欄に対応して設定されている重量の範囲 (以下第1表において「重量帯」といいます。)が同一のものであって、差出事業所が指定するところによりまとめた上、差し出されたものの重量帯等その事業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体(当社が指定するものに限ります。以下この2において同じとします。)を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっては、この限りでありません。
 - 4 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 5 この(注2)の6の(2)の規定により別記11の2に掲げる事業所に差し出す場合であって、差出事業所が必要と認めるときは、次に掲げる条件を満たすものであること。
 - (1) 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。
 - (2) 差出事業所が指示するところにより郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分されたものの把束の数等その事業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体を、その事業所が指示するところにより添えるものであること。
 - (3) 差出事業所が交付する用紙に、区分された郵便区番号及びその事業所が指示する事項を記載して、その事業所が指示するところにより、これを郵便物とともに把束し、又は郵便物を納入した容器(その事業所が指定するものに限ります。以下この2において同じとします。)に添付したものであること。
 - (4) 把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - (5) 差出事業所が指示するところにより、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器をその事業所が指定する容器に納入して差し出されたものであること。
 - (6) 差出事業所が指定した時刻までに差し出されたものであること。
 - 6 次に掲げる事業所に差し出されたものであること。
 - (1) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの 郵便物の配達事務を取り扱う事業所(以下「配達事業所」といいます。)又は支社が指 定した事業所
 - (2) (1)に掲げるもの以外のもの 別記11の2に掲げる事業所
 - 7 表面の見やすい所に「郵便区内特別」の文字を明瞭に記載したものであること。

- イ 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物であって、その郵便物をこれと同種の他の郵 便物の送達日数に3日程度加算した日数により配達する特別な取扱いをするもの(以下「配達地域指 定郵便物」といいます。)
 - (ア) あて名の記載を省略したものであること。
 - (4) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うものであること。
 - (ウ) 同一差出人から、差出事業所が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の 住宅等のすべてに配達するために差し出されたものであること。
 - (エ) 12月15日から翌年1月14日までの間に差し出されたものでないこと。
 - (オ) 当社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注) (オ)の当社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートルを超えないものであること。
 - 2 重量が100グラムを超えないものであること。
 - 3 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。
 - 4 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 5 差出事業所が指定するところにより、地域ごと又は一定の通数ごとに区分し、適宜の用紙にその地域の名称又は通数を記載し、郵便物とともに把束して差し出されたものであること。
 - 6 当社所定の書面を添えて差し出されたものであること。この場合において、料金後納として差し出す場合には、第53条(料金後納の差出方法)の(注1)の1及び3に規定する当社所定の書面の提出は要しません。
 - 7 配達事業所に差し出されたものであること。
 - 8 表面の見やすい所に「配達地域指定」の文字を明瞭に記載したものであること。
 - 9 特殊取扱としないものであること。
- ウ 次に掲げる条件を満たす定形外郵便物(以下「特定封筒郵便物」といいます。)
 - (ア) 特定封筒 (別記12に規定する規格及び様式により当社が発行する紙製の封筒をいいます。以下同じとします。) に納入するほか当社が別に定めるところにより差し出されたものであること。
 - (4) 当社が別に定める大きさ、重量及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) (7)の当社が別に定めるところは、次のとおりとします。
 - 1 当社が指定する方法により特定封筒の納入口を封じたものであること。
 - 2 特定封筒の一部の切取りその他の加工をしないものであること。
 - 3 別記12の2に規定する特定封筒については、その配達証がはがれていないものであること。
 - (注2) (介の当社が別に定める大きさ、重量及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 別記12の1の(1)に規定する特定封筒に納入したものについては、厚さ3センチメートルを超えないものであること。
 - 2 別記12の1の(2)に規定する特定封筒に納入したものについては、厚さ2センチメート ルを超えないものであること。
 - 3 別記12の1の(2)に規定する特定封筒に納入したものについては、重量が1キログラムを超えないものであること。
 - 4 別記12の1に規定する特定封筒に納入したものについては、特殊取扱としないものであること。
 - 5 別記12の2に規定する特定封筒に納入したものについては、交付記録郵便としたものであること。

- エ 次に掲げる条件を満たす定形外郵便物(以下「特定規格郵便物」といいます。)
 - (ア) 重量が1キログラムを超えないものであること。
 - (4) 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートルを超えないものであること。
 - (ウ) 厚さが最も厚い部分において3センチメートルを超えないものであること。
- オ 巡回郵便として差し出す定形郵便物及び定形外郵便物
- (2) 郵便区内特別郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

特別料金(1)は、イ、ウ又はエの料金が適用される郵便区内特別郵便物以外の郵便区内特別郵便物について適用します。

イ 特別料金(2)

特別料金(2)は、次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便区内特別郵便物(郵便区内特別郵便物のうち、当社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物であって、当社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として当社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。以下同じとします。)について適用します。

- (7) 100通以上(地域区分局に差し出す場合は、その郵便局が指定する郵便区ごとに100通以上) 差し出されたものであること。
- (4) 当社が別に定める区分、差出事業所及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) イの当社が別に定める封筒の材質等に関する条件は、別記13のとおりとします。
 - (注2) イの当社が別に定める方法は、別記14のとおりとします。
 - (注3) イの当社が別に定める郵便番号は、6けた目及び7けた目が「00」のものとします。
- (注4) (1)の当社が別に定める区分、差出事業所及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 バーコード付郵便区内特別郵便物が差し出された郵便区内特別郵便物の一部であるときは、そのバーコード付郵便区内特別郵便物とそれ以外の郵便区内特別郵便物を区分して差し出されたものであること。
 - 2 この (注4) の3の(2)の規定により別記11の2に掲げる事業所に差し出す場合であって、差出事業所が必要と認めるときは、(1)の(注2)の5に掲げる条件を満たすものであること。
 - 3 次に掲げる事業所に差し出されたものであること。
 - (1) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの 別記15に掲げる事業所
 - (2) (1)に掲げるもの以外のもの 別記11の2に掲げる事業所
 - 4 特殊取扱としないものであること。

ウ 特別料金(3)

特別料金(3)は、イの(4)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便区内特別郵便物について適用します。

- (7) 1,000通以上(地域区分局に差し出す場合は、その郵便局が指定する郵便区ごとに1,0000通以上)差し出されたものであること。
- (イ) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により配達する特別な取扱いをすることの承諾(エにおいて「配達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。
- エ 特別料金(4)

特別料金(4)は、次に掲げる条件を満たす郵便区内特別郵便物について適用します。

- (7) 1,000通以上(地域区分局に差し出す場合は、その郵便局が指定する郵便区ごとに1,000通以上)差し出されたものであること。
- (4) 差出事業所が指定する区域ごとに区分したものであること。
- (ウ) 配達余裕承諾をしたものであること。
- (1) 当社が別に定める把束、差出方法、差出事業所及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

- (注) (ゴ)の当社が別に定める把束、差出方法、差出事業所及び取扱いに関する条件は、次のとおり とします。
 - 1 差出事業所が交付する用紙に、区分された区域の名称及びその事業所が指示する事項を記載して、その事業所が指示するところにより、これを郵便物とともに把束し、又はその事業所が適当と認める場合には郵便物を納入した容器に添付し、若しくはその事業所の指示に従い郵便物とともに容器に納入したものであること。
 - 2 この(注)の3の(2)の規定により別記11の2に掲げる事業所に差し出す場合であって、 差出事業所が必要と認めるときは、(1)の(注2)の5の(4)から(6)までに掲げる条件のほか、 その事業所が指示するところによりその事業所が指定する区域ごとに区分されたものの把束 の数等その事業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体を、 その事業所が指示するところにより添えるものであること。
 - 3 次に掲げる事業所に差し出されたものであること。
 - (1) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの 別記16に掲げる事業所
 - (2) (1)に掲げるもの以外のもの 別記11の2に掲げる事業所
 - 4 特殊取扱としないものであること。

第2 料金額

1 基本料金

料金の区別	料 金 額	
定形郵便物		110円
定形外郵便物	重量50グラムまでのもの	260円
	重量50グラムを超え100グラムまでのもの	290円
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの	390円
	重量150グラムを超え250グラムまでのもの	450円
	重量250グラムを超え500グラムまでのもの	660円
	重量500グラムを超え1キログラムまでのもの	920円
	重量1キログラムを超え2キログラムまでのもの	1,350円
	重量2キログラムを超えるもの	1,750円
郵便書簡		85円

2 特別料金

	料金	の区別	料 金 額	
	特別料金(1)	定形郵便物		96円
		定形外郵便物	重量50グラムまでのもの	128円
郵			重量50グラムを超え100グラムまでのもの	164円
便			重量100グラムを超え150グラムまでのもの	226円
区上			重量150グラムを超え250グラムまでのもの	274円
内	特別料金(2)	定形郵便物		92円
特	特別料金(3)	定形郵便物		81円
別郵	特別料金(4)	定形郵便物		81円
一便		定形外郵便物	重量50グラムまでのもの	103円
物			重量50グラムを超え100グラムまでのもの	130円
199			重量100グラムを超え150グラムまでのもの	177円
			重量150グラムを超え250グラムまでのもの	212円
配達	幸地域指定郵便	勿	重量25グラムまでのもの	74円
			重量25グラムを超え50グラムまでのもの	87円
			重量50グラムを超え100グラムまでのもの	105円
特別	官封筒郵便物	別記12の1の(1)		430円
		及び別記12の2		
		に規定する特定封		
		筒に納入して差し		
		出すもの		
		別記12の1の(2)		210円
		に規定する特定封		
		筒に納入して差し		
		出すもの		
特別	它規格郵便物		重量50グラムまでのもの	140円
			重量50グラムを超え100グラムまでのもの	180円
			重量100グラムを超え150グラムまでのもの	270円
			重量150グラムを超え250グラムまでのもの	320円
			重量250グラムを超え500グラムまでのもの	510円
			重量500グラムを超え1キログラムまでのもの	750円
	•	し出す定形郵便物及		110円
びえ	它形外郵便物			

第2表 第二種郵便物の料金

第1 適用

- 1 第二種郵便物の料金は、第2 (料金額) の表のとおりとします。
- 2 第二種郵便物については、第3表(第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引)に定めるところにより、 料金割引を適用します。
- 3 第23条 (郵便葉書の表面に記載できる事項) の規定に反して差し出された郵便葉書は、定形郵便物の料金を適用します。
- 4 第24条 (郵便葉書に浮出添付等のできる範囲) の規定に反して差し出された郵便葉書であって、第1表の第1の1 (基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。
- 5 第二種郵便物を他の種類の郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1 (基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

料金の区別	料 金 額
通常葉書	8 5円
往復葉書	170円

第3表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引

1 広告郵便物の料金割引

定形郵便物(第1表の第2の2(特別料金)に規定する料金が適用されるものを除きます。以下第3表において同じとします。)、定形外郵便物(第1表の第2の2(特別料金)に規定する料金が適用されるもの(特定規格郵便物を除きます。)を除きます。以下第3表において同じとします。)、通常葉書(料額印面の付いたもの及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動用のものを除きます。以下第3表において同じとします。)又は往復葉書(料額印面の付いたものを除きます。以下第3表において同じとします。)のうち、広告郵便物((1)に定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいいます。以下同じとします。)の料金については、(2)又は(3)に定めるところにより割引をします。

(1) 広告郵便物の見本の提出等

ア 広告郵便物の料金割引を受けようとする者は、当社が別に定めるところにより、その郵便物として差し出そうとする物(印刷したものに限ります。)が専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告(いずれもその者の広告に限ります。)を目的としたものであることにつき、当社が別に定める事業所(以下第3表において「料金割引承認局」といいます。)の承認を受け、差出しの際、その承認をした事業所が交付する承認の旨の書類及びその郵便物の見本を、差出事業所(料金割引承認局及び当社が別に定める事業所(料金割引承認局を除きます。)に限ります。以下第3表において「料金割引取扱局」といいます。)に提示していただきます。

イ 広告郵便物は、差出しの際、これを開いていただくことがあります。

- (注1) アの当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面に郵便物として差し出そうとする 物の見本を添えて料金割引承認局に提出していただくこととします。
- (注2) アの当社が別に定める事業所(料金割引承認局に限ります。)は、次のいずれかに該当する事業 所として支社が指定したものとします。
 - 1 集配事業所であること。
 - 2 広告郵便物、第3表の2(区分郵便物の料金割引)に規定する区分郵便物及び第3表の3(バーコード付郵便物の料金割引)に規定するバーコード付郵便物の引受けに関する事務に支障がない事業所であること。
- (注3) アの当社が別に定める事業所(料金割引承認局を除きます。)は、広告郵便物、第3表の2(区分郵便物の料金割引)に規定する区分郵便物及び第3表の3(バーコード付郵便物の料金割引)に規定するバーコード付郵便物の引受けに関する事務に支障がない事業所として支社が指定したものとします。

(2) 同時に差し出されたものの料金割引

次に掲げる条件を満たす広告郵便物の料金については、その合計額(第1表の第2の1(基本料金)若しくは第2の2(特別料金)又は第2表の第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下第3表において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- ア 料金割引取扱局に同一差出人から定形郵便物、定形外郵便物(特定規格郵便物を除きます。)、特定規格郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に2,000通以上差し出されたものであること。
- イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下第3表において「3日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。
- ウ 内部に当社が別に定めるもの以外のものを添付しないものであること。
- エ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) ウの当社が別に定めるものは、その郵便物の内容である物に係るもので、次に掲げるものとします。

- 1 注文用に充てるための払込書用紙、返信に必要な事項を記載した用紙その他これらに類するもの
- 2 注文用又は返信用に充てるためのあて名を記載した封筒又は通常葉書
- 3 注文を促すための商品見本であって、「見本」、「試供品」又は「サンプル」の文字を記載したもの
- 4 その他商品の購入若しくは役務の利用又は返信を促すためのもの
- (注2) エの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出時刻、表示及 び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 形状及び重量が同一のものであること。ただし、第1表の第2の1 (基本料金) 又は第2の2 (特別料金) に規定するそれぞれの料金額の欄に対応して設定されている重量の範囲(以下第3表において「重量帯」といいます。)の種類の数が6を超えないものであって、差出事業所が指示するところにより郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分されたものの把束の数等その事業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体(当社が指定するものに限ります。以下第3表において同じとします。)を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっては、この限りでありません。
 - 2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 3 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。
 - 4 差出事業所が交付する用紙に、区分された郵便区番号及びその事業所が指示する事項を記載し、及び次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる文字を朱記して、その事業所が指示するところにより、これを郵便物とともに把束し、又は郵便物を納入した容器(その事業所が指定するものに限ります。)に添付したものであること。
 - (1) (2)に掲げるとき以外のとき 「特割」
 - (2) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下第3表において「7日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたとき 「特特」
 - 5 次のいずれかに該当する場合には、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業 所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - (1) この(注2)の1の書面又は電磁的記録媒体を添えるものであるとき。
 - (2) 差出事業所が必要と認めるとき。
 - 6 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。
 - 7 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器をその事業所が指定する容器に納入して差し出されたものであること。
 - 8 差出事業所が指定した時刻までに差し出されたものであること。
 - 9 別記17の規定による表示をしたものであること。
 - 10 特殊取扱としないものであること。

(広告郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率

同 時 差 出 通 数	定形郵便物 定形外郵便物	通常葉書	往復葉書
2,000通以上3,000通未満	1 2%	8%	4 %
3,000通以上5,000通未満	15%	11%	5. 5%
5,000通以上7,500通未満	18%	14%	7 %
7,500通以上10,000通未満	19%	15%	7. 5%

10,000通以上15,000通未満	21%	17%	8. 5%
15,000通以上20,000通未満	2 2 %	18%	9 %
20,000通以上30,000通未満	23%	19%	9. 5%
30,000通以上50,000通未満	2 4 %	20%	10%
50,000通以上75,000通未満	25%	21%	10.5%
75,000通以上100,000通未満	26%	22%	1 1 %
100,000通以上200,000通未満	2 7%	23%	11.5%
200,000通以上300,000通未満	29%	25%	12.5%
300,000通以上500,000通未満	31%	27%	13.5%
500,000通以上800,000通未満	3 3 %	29%	14.5%
800,000通以上1,000,000通未満	35%	31%	15.5%
1,000,000通以上	3 7%	3 3 %	16.5%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

 (1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に50,000通以上差し出されたものであること。 (注) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所は、別記10のとおりとします。 (2) (1)に掲げる条件を満たし、かつ、7日程度送達余裕承諾をしたものであること。 (3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 当社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満たすものであること。 	1%	3%	0.5%
日程度送達余裕承諾をしたものであること。 (3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 当社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満	2%		
こと。 ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 当社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満		4 %	1 %
(注1) アの当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所は、別記10のとおりとします。 (注2) イの当社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件は、次のとおりとします。 1 形状及び重量が同一のものであること。		5 %	

し出そうとする日の前日か			
ら起算して10日前の日(そ			
の事業所がその郵便物の引			
受けに関する事務に支障が			
ないと認める場合にあって			
は、その事業所が指定する			
日)までに、差し出そうとす			
る郵便物の概数その他その			
事業所が指示する事項を記			
載した書面を提出した上、そ			
の事業所が指示するところ			
により、把束した郵便物又は			
郵便物を納入した容器を郵			
便区番号ごとにまとめてそ			
の事業所が指定する容器に			
納入し、かつ、その書面に記			
載されたところに従い、差し			
出されたものであること。			
(4) (3)に掲げる条件を満たし、かつ、7		6 %	
日程度送達余裕承諾をしたものである	_		_
こと。			
(5) その郵便物の全部又は一部がバーコ	そのバーコー		そのバーコー
ード付郵便物(3(バーコード付郵便物	ド付郵便物に		ド付郵便物に
の料金割引)に規定するものをいいま	つき 3%		つき 1.5%
す。以下同じとします。)であること。			
ただし、その郵便物の一部がバーコード			
付郵便物であるときは、バーコード付郵			
便物が1,000通以上であって、その		_	
バーコード付郵便物とそれ以外の郵便			
物を区分して差し出され、かつ、それぞ			
れの郵便物の区分された郵便区番号ご			
との数量を記載した書面を添えるもの			
に限ります。			
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものである	そのバーコー		そのバーコー
こと。	ド付郵便物に		ド付郵便物に
0	つき 4%		つき 2%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものである	そのバーコー		そのバーコー
(7) (2)及い(3)の条件を個にするのであること。	ド付郵便物に		てのハーコー ド付郵便物に
<u> </u>	下刊郵便物に つき 5%	_	
	1,75 2,%		つき 2.5%

(3) 1か月内に差し出されたものの料金割引

(2)のイ及びウに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、1か月内に差し出されたものの料金については、その総計額(1か月内に差し出されたその郵便物について第1表の第2の1(基本料金)若しくは第2の2(特別料金)又は第2表の第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この(3)において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

ア 同一差出人から定形郵便物、定形外郵便物(特定規格郵便物を除きます。)、特定規格郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に2,000通以上、かつ、1か月内に10,000通以上差し出されたものであること。

- イ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、差出時刻、表示 及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注) イの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 (2)の(注2)の1及び3から10までに掲げる条件を満たすものであること。
 - 2 料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含みます。)としたものであること。
 - 3 料金割引取扱局のいずれか(承認差出局であって料金割引取扱局であるものを含みます。)に差し出されたものであること。

(広告郵便物の料金の総計額の割引率)

1 基本割引率

1 か 月 内 の 差 出 通 数	定形郵便物 定形外郵便物	通常葉書	往復葉書
10,000通以上20,000通未満	20%	16%	8 %
20,000通以上50,000通未満	22%	18%	9 %
50,000通以上100,000通未満	24%	20%	10%
100,000通以上200,000通未満	26%	22%	11%
200,000通以上300,000通未満	27%	23%	11.5%
300,000通以上400,000通未満	29%	25%	12.5%
400,000通以上500,000通未満	31%	27%	13.5%
500,000通以上1,000,000通未満	3 3 %	29%	14.5%
1,000,000通以上2,000,000通未満	35%	3 1%	15.5%
2,000,000通以上	3 7 %	3 3 %	16.5%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別	1 %	3%	0.5%
に定める事業所に50,000通以上差し			
出されたものであること。			
(注) 当社が郵便物の運送方法を勘案して			
別に定める事業所は、別記10のとお			
りとします。			
(2) 次に掲げる条件を満たすものであるこ	2 %	4%	1 %
٤.			
ア 7日程度送達余裕承諾をしたもので			
あること。			
イ 当社が郵便物の運送方法を勘案して			
別に定める事業所に同時に50,000			
通以上差し出されたものであること。			
(注) イの当社が郵便物の運送方法を勘			
案して別に定める事業所は、別記1			
0のとおりとします。			
(3) 次に掲げる条件を満たすものであるこ		5 %	

と。			
ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して			
別に定める事業所に定形外郵便物を同			
時に200,000通以上差し出された			
ものであること。			
イ 当社が別に定める形状、重量、容器納			
入及び差出方法に関する条件を満たす			
ものであること。	_		
(注1) アの当社が郵便物の運送方法を			
勘案して別に定める事業所は、別			
記10のとおりとします。			
(注2) イの当社が別に定める形状、重			
量、容器納入及び差出方法に関す			
る条件は、第3表の1の(2)の表の			
2の(3)の (注2) に掲げる条件を			
満たすものであることとします。			
(4) (3)に掲げる条件を満たし、かつ、7日		6 %	
程度送達余裕承諾をしたものであること。			
(5) その郵便物に同時に1,000通以上差	そのバーコー		そのバーコー
し出されたバーコード付郵便物があるこ	ド付郵便物に		ド付郵便物に
と。ただし、その郵便物の一部がバーコー	つき 3%		つき 1.5%
ド付郵便物であるときは、そのバーコード			
付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して			
差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区			
分された郵便区番号ごとの数量を記載し			
た書面を添えるものに限ります。			
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものであるこ	そのバーコー		そのバーコー
と。	ド付郵便物に		ド付郵便物に
	つき 4%		つき 2%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものであるこ	そのバーコー		そのバーコー
と。	ド付郵便物に	_	ド付郵便物に
	つき 5%		つき 2.5%

2 区分郵便物の料金割引

定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物以外の区分郵便物(郵便物の受取 人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したもの又は差出事業所が指定するところにより郵便区番号ご とに区分したもの(郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものを除きます。以下同じ とします。)をいいます。以下同じとします。)であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、 その合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- (1) 料金割引取扱局に同一差出人から定形郵便物、定形外郵便物(特定規格郵便物を除きます。)、特定規格郵便物、通常業書又は往復業書のいずれかを同時に2,000通以上差し出されたものであること。
- (2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注) (2)の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。ただし、形状又は重量については、重量帯の種類の数が6を超えないものであって、差出事業所が指示するところにより郵便区番号ごとに区分されたものの把束の数等その事業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっては、この限りでありません。
 - 2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 3 差出事業所が交付する用紙に、区分された郵便区番号及びその事業所が指示する事項を記載し、 及び次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる文字を朱記して、その事業所が指示するところに より、これを郵便物とともに把束し、又は郵便物を納入した容器(その事業所が指定するものに限 ります。)に添付したものであること。
 - (1) (2)又は(3)に掲げるとき以外のとき 「割引」
 - (2) 3日程度送達余裕承諾をしたとき 「特割」
 - (3) 7日程度送達余裕承諾をしたとき 「特特」
 - 4 次のいずれかに該当する場合には、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業所が 指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - (1) この(注)の1の書面又は電磁的記録媒体を添えるものであるとき。
 - (2) 差出事業所が必要と認めるとき。
 - 5 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。
 - 6 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器をその事業所が指定する容器に納入して差し出されたものであること。
 - 7 別記17の規定による表示をしたものであること。

(区分郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率

同時	差出通数	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書	往復葉書
和压性の立即しの仕ずせ	2,000 通以上 10,000 通未満	3%	1. 5%
郵便物の受取人の住所又 は居所の郵便区番号ごと	10,000 通以上 50,000 通未満	4 %	2%
は店別の郵便区番号ことに区分したもの	50,000 通以上 100,000 通未満	5%	2. 5%
	100,000 通以上	6%	3%

差出事業所が指定すると ころにより郵便区番号ご とに区分したもの

2,000 通以上 10,000 通未満	1 %	0.5%
10,000 通以上 50,000 通未満	2%	1 %
50,000 通以上 100,000 通未満	3%	1. 5%
100,000 通以上	4%	2%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1) 3日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊	2	%	1 %
取扱とするものを除きます。)であること。			
(2) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別	1 %	3%	0.5%
に定める事業所に50,000通以上差し			
出されたものであること。			
(注) 当社が郵便物の運送方法を勘案して			
別に定める事業所は、別記10のとお			
りとします。			
(3) (2)に掲げる条件を満たし、かつ、7日	4%	6 %	2 %
程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取扱と			
するものを除きます。)であること。			
(4) 次に掲げる条件を満たすものであるこ		5%	
b.			
ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して			
別に定める事業所に定形外郵便物を			
200,000通以上差し出されたもの			
であること。			
イ 当社が別に定める形状、重量、容器納 入、差出方法、差出時刻及び取扱いに関			
一			
(注1) アの当社が郵便物の運送方法を			
勘案して別に定める事業所は、別			
記10のとおりとします。			
(注2) イの当社が別に定める形状、重			
量、容器納入、差出方法、差出時			
刻及び取扱いに関する条件は、次			
のとおりとします。			
1 形状及び重量が同一のもの			
であること。			
2 差出事業所が指示するとこ			
ろにより、その郵便物を差し出			
そうとする日の前日から起算			
して10日前の日(その事業所	_		_
がその郵便物の引受けに関す			
る事務に支障がないと認める			
場合にあっては、その事業所が			
指定する日) までに、差し出そ			
うとする郵便物の概数その他			

区分し、その事業所が指示するところにより、把乗した郵便物 又は郵便物を納入した容器を 郵便区番号ごとにまとめてそ の事業所が指定する容器に納 入し、かつ、その書面に記載されたところに従い、差し出され たものであること。 3 差出事業所が指定した時刻 までに差し出されたものであること。 (6) 40に掲げる条件を満たし、かつ、7 日程度送達余裕凍話をしたもの(特殊取 複とするものを除きます。)であること。 (6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物に とするものを除きます。)であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物に つき 3% ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物が 1、000通以上であって、そのバーコード付郵便をおるときは、バーコード付郵便物が 1、000通以上であって、そのバーコード付郵便物を入り、表れぞれの郵便物の区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分した当面を添えるものに限ります。 (7) (1)及び(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。 「行郵便物に つき 2% そのバーコード付郵便物に つき 3.5% こと。 「行動便物に つき 3.5% そのバーコード付郵便物に つき 3.5% そのバーコード付郵便物に つき 7% そのバーコード付郵便物に つき 3.5% こと。 「行動便物に つき 3.5% そのバーコード付郵便物に つき 3.5% こと。 「行動便物に つき 7% そのバーコード付郵便物に つき 3.5% こと。「行動便物に つき 7% そのバーコード付郵便物に つき 7% そのバーコード付郵便物に つき 7%	その事業所が指示する事項を 記載した書面を提出した上、そ の郵便物をその受取人の住所 又は居所の郵便区番号ごとに			
の事業所が指定する容器に約人し、かつ、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。 3 差出事業所が指定した時刻までに差し出されたものであること。 4 特殊取扱としないものであること。 (5) (4)に掲げる条件を満たし、かつ、7日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取扱とするものを除きます。)であること。 (6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物(年資特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。)であること。たたし、その新便物の一部がバーコード付郵便物につき 3% たし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物につき 3% たし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物につき 3% たっことが何郵便をそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分とすだ出は大いかの、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えものに限ります。 (7) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。「付郵便物につき 5% こち% こち% こと。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。「付郵便物につき 25% そのバーコード付郵便物につき 4% こき 4% こき 35% こうき 4% こき 35% こうき 4% こうき 7% こうき 35% こうと。「行郵便物につき 4% こうき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 4% こうき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 4% こうき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 4% こうき 4% こうき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 7% こうき 35% こうと。「付郵便物につき 35% こうと。「付郵便物につき 35% こうと。「付郵便物につき 35% こうと。「付郵便物につき 35% こうと。」「付郵便物につき 35% こうと。「付郵便物に	区分し、その事業所が指示する ところにより、把束した郵便物			
たものであること。 3 差出事業所が指定した時刻までに差し出されたものであること。 4 特殊取扱としないものであること。 (5) (4)に掲げる条件を満たし、かつ、7 日程度送達余裕承諾をしたもの (特殊取扱とするものを除きます。) であること。 (6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物に下付郵便物に下付郵便物の全部文法の主じます。) であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物に下付郵便物に下げの運物があるときは、バーコード付郵便物が1、000通以上であって、そのバーコードが郵便物とそれ以外の郵便物を図分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。 (7) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 (10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。 (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (20) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (13) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (4) そのバーコード付郵便物に フき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコード付郵便物にフき 7% つき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコード付郵便物にアッき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコード付郵便物にアッき 3.5% そのバーコード付郵便物にアッき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコード付郵便物にアッき 3.5% そのバーコード付郵便物にアッキのバーコード付郵便が下がイーコートにアッキのバーコードイーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアットにアッキのバーコートにアッキのバーコートにアットにアッキのバーコートにアットにアットにアットにアットにアットにアットにアットにアットにアットにアッ	の事業所が指定する容器に納			
3こと。	たものであること。			
(5) (4)に掲げる条件を満たし、かつ、7 日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取扱とするものを除きます。)であること。 (6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物につき 3% 「付郵便物にとするものを除きます。)であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。 (7) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 (10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。 (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (13) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (14) (15) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (15) (15) (15) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。 (16) (17) (18) 及び(18) の条件を満たすものであること。 (17) (18) 及び(18) の条件を満たすものであること。 (18) (19) (10) (20) 及び(20) の条件を満たすものである。 そのバーコード付郵便物につき 1% (17) (18) 及び(20) の条件を満たすものである。 そのバーコード付郵便物につき 7% (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	ること。 4 特殊取扱としないものであ			
(6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物に (年賀特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。)であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物が1、000通以上であって、そのバーコード付郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。 (7) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 「(10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。ド付郵便物につき 4% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。ド付郵便物につき 7% (12) (1),(2)及び(6)の条件を満たすものであること。ド付郵便物につき 7% (13)及び(6)の条件を満たすものであること。ド付郵便物につき 4% (14) (15)及び(6)の条件を満たすものであること。ド付郵便物につき 2% (15) (17) (18)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコード付郵便物につき 7% (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17)	(5) (4)に掲げる条件を満たし、かつ、7 日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取	_	8%	_
1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。 (7) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 「09) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 「09) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 「です郵便物につきが付郵便物につきを分割です。」とのバーコーとのです。 「では郵便物につきをおりです。」とのバーコーとのバーコートでは郵便物につきをおりて、「では郵便物につきをおりて、「では郵便物につきを多りです。」とのバーコートでは郵便物につきである。 「10) (2)及び(6)の条件を満たすものであるである。こと。 「11) (3)及び(6)の条件を満たすものであるです。こと。「「は郵便物につきをのバーコートでは郵便物につきでが、これでは一下では郵便物につきである。」とのバーコートでは郵便物につきである。「はり、(1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであるをのバーコートでは郵便物につきである。こと。「は一年では「日本では一下では「日本では一下では「日本では一下では「日本では、	(6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物(年賀特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。)であること。た	ド付郵便物に		ド付郵便物に
と。 (8) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであることのバーコーと。 ド付郵便物につき 5% (10) (2)及び(6)の条件を満たすものであるとのバーコーとと。 ド付郵便物につき 4% つき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであるとのバーコーとと。 ド付郵便物につき 4% つき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであるとのバーコーとと。 ド付郵便物につき 7% つき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであると。 ド付郵便物につき 7% ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載			
と。 (9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。 そのバーコード付郵便物にといっき 5% そのバーコード付郵便物につき 2.5% (10) (2)及び(6)の条件を満たすものであるとのバーコーとと。 そのバーコード付郵便物につき 4% トド付郵便物につき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものであるをのバーコーとと。 そのバーコード付郵便物につき 7% そのバーコード付郵便物につき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであると。 そのバーコード付郵便物に つき 7% そのバーコード付郵便物につき 7%		3%	5%	1.5%
と。 ド付郵便物に つき 5% ド付郵便物に つき 2.5% (10) (2)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコー こと。 そのバーコー ド付郵便物に つき 4% ー ド付郵便物に つき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコー こと。 そのバーコー ド付郵便物に つき 7% ー ド付郵便物に つき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであ そのバーコー ること。 そのバーコー ド付郵便物に ー ド付郵便物に	と。	_	7%	_
こと。 ド付郵便物に つき 4% 一 ド付郵便物に つき 2% (11) (3)及び(6)の条件を満たすものである そのバーコーこと。 そのバーコード付郵便物につき 7% ー ド付郵便物につき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。 そのバーコード付郵便物に ード付郵便物に ー ド付郵便物に トド付郵便物に	と。	ド付郵便物に つき 5%	_	ド付郵便物に つき 2.5 %
こと。 ド付郵便物に つき 7% 一 ド付郵便物に つき 3.5% (12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであ ること。 そのバーコード付郵便物に 下付郵便物に 下付郵便物に		ド付郵便物に	_	ド付郵便物に
ること。 ド付郵便物に ― ド付郵便物に		ド付郵便物に	_	ド付郵便物に
1 - 2 - 9,01		_	_	-

3 バーコード付郵便物の料金割引

定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物及び区分郵便物以外のバーコード付郵便物(当社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物、通常葉書又は往復葉書であって、当社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として当社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。)であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に3%(往復葉書にあっては、1.5%)を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- (1) 料金割引取扱局に同一差出人から定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に1,000通以上差し出されたものであること。
- (2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) 当社が別に定める封筒の材質等に関する条件は、別記13のとおりとします。
 - (注2) 当社が別に定める方法は、別記14のとおりとします。
 - (注3) 当社が別に定める郵便番号は、6けた目及び7けた目が「00」のものとします。
 - (注4) **(2)**の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。ただし、形状又は重量については、差出事業所が指定するところにより重量帯ごとにまとめた上、その郵便物の数量等その事業所が指示する 事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっては、この限りでありません。
 - 2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 3 年賀特別郵便以外の特殊取扱としないものであること。

第4表 第三種郵便物の料金

第1 適用

- 1 第三種郵便物の料金には、次の区別があります。
 - (1) 低料第三種郵便物以外の第三種郵便物の料金
 - (2) 低料第三種郵便物の料金
- 2 「低料第三種郵便物」とは、次に掲げる条件を満たす第三種郵便物をいいます。
 - (1) 毎月3回以上発行する新聞紙1部若しくは1日分を内容とするもので発行人若しくは売りさばき人から差し出されるもの又は心身障害者(児童又は知的障害者である場合は、その保護者を含みます。以下同じとします。)を主たる構成員とする団体(以下「心身障害者団体」といいます。)が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるものであること。
 - (2) 外部に差出人たる発行人又は売りさばき人の資格及び氏名を記載したものであること。
 - (3) (1)の発行人又は売りさばき人が、当社が別に定めるところにより、差出事業所(以下「低料第三種郵便物差出局」といいます。)の承認(差出事業所が当社が別に定める事業所である場合は、その事業所の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所の承認)を受けたものであること。
 - (注1) (3)の当社が別に定めるところは、次に定めるところによります。
 - 1 低料第三種郵便物差出局の承認については、低料第三種郵便物を差し出そうとする者が発行人であり、かつ、差出事業所が定期刊行物提出局であるときは、これを受けることを要しません。
 - 2 低料第三種郵便物差出局の承認を受けようとする者は、あらかじめ当社所定の書面に見本として最近発行に係るその定期刊行物1部を添えて低料第三種郵便物差出局に提出していただきます。この場合において、その者が売りさばき人であるときは、売りさばき人であることを証明することができる書類を添えていただきます。
 - (注2) (3)の当社が別に定める事業所は、次に掲げる事業所以外の事業所とします。
 - 1 集配事業所
 - 2 支社が指定した事業所
- 3 2の(3)の承認を受けた者は、その氏名を改めたとき、住所若しくは居所を変更したとき、承認に係る定期刊行物の題号若しくは発行の定日に変更があったとき、又は低料第三種郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、低料第三種郵便物差出局に届け出ていただきます。
- (注) 当社が別に定めるところは、直ちに当社所定の書面を低料第三種郵便物差出局に提出していただく こととします。
- 4 2の(3)の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その承認をした事業所において、その承認を取り消すことがあります。
 - (1) 3の規定による届出をしなかったとき。
 - (2) 次の期間以上低料第三種郵便物の差出しをしないとき。
 - ア 日刊のもの 引き続き10日
 - イ 毎月発行するもの(日刊のものを除きます。) 引き続き1か月
 - ウ その他のもの 引き続き3か月
- 5 第三種郵便物については、第3(料金割引)に定めるところにより、料金割引を適用します。
- 6 2の(2)の規定による記載がない郵便物は、低料第三種郵便物以外の第三種郵便物の料金を適用します。

7 低料第三種郵便物以外の第三種郵便物又は低料第三種郵便物を他の種類の郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用します。ただし、定形郵便物、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

	料金の区別][]	料金	額
低料第三種郵便物以外の第三種郵便物		重量50グラムまでのもの	6 3円	
			重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超え
				る50グラム又はその
				端数ごとに8円の割合
				で算出した額を63円
				に加えた額
	毎月3回以上発行する第	新聞紙1部又は	重量50グラムまでのもの	42円
	1日分を内容とするもの	ので発行人又は	重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超え
	売りさばき人から差し	出されるもの		る50グラム又はその
				端数ごとに6円の割合
				で算出した額を42円
低				に加えた額
料	心身障害者団体の発	毎月3回以上	重量50グラムまでのもの	8円
第	行する定期刊行物を	発行する新聞	重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超え
三	内容とするもので発	紙を内容とす		る50グラム又はその
種	行人から差し出され	るもの		端数ごとに3円の割合
郵	るもの			で算出した額を8円に
便				加えた額
物		上欄に掲げる	重量50グラムまでのもの	15円
		もの以外のも	重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超え
		0		る50グラム又はその
				端数ごとに5円の割合
				で算出した額を15円
				に加えた額

第3 料金割引

- 1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物について第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
 - (1) 同一差出人から料金が同一のものを同時に2,000通以上差し出されたものであること。
 - (2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注) (2)の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。
 - 2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 3 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。
 - 4 差出事業所が交付する用紙に、区分された郵便区番号を記載し、及び次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる文字を朱記して、その事業所が指示するところにより、これを郵便物とともに把束し、又は郵便物を納入した容器(その事業所が指定するものに限ります。)に添付したものであること。
 - (1) (2)又は(3)に掲げるとき以外のとき 「割引」
 - (2) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下この第3において「3日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたとき 「特割」
 - (3) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する 特別な取扱いをすることの承諾(以下この第3において「7日程度送達余裕承諾」といいます。) をしたとき 「特特」
 - 5 差出事業所が必要と認めるときは、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、その事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - 6 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出 そうとする日の前日から起算して10日前の日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務 に支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指定する日)までに、差し出そうとする郵 便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたと ころに従い、差し出されたものであること。
 - 7 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器をその事業所が指定する容器に納入して差し出されたものであること。
 - 8 別記17の規定による表示をしたものであること。

(第三種郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率

同 時 差 出 通 数	割 引 率
2,000通以上10,000通未満	3%
10,000通以上50,000通未満	5 %
50,000通以上100,000通未満	6 %
100,000通以上	7 %

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条件	割 引 率
(1) 3日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取扱とするものを除き	4%
ます。)であること。	
(2) 7日程度送達余裕承諾をしたもの(特殊取扱とするものを除き	6 %
ます。)であること。	
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。	6%
ア 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に2	
00,000通以上差し出されたものであること。	
イ 当社が別に定める容器納入、差出方法、差出時刻及び取扱い	
に関する条件を満たすものであること。	
(注1) アの当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事	
業所は、別記10のとおりとします。	
(注2) イの当社が別に定める容器納入、差出方法、差出時刻	
及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。	
1 差出事業所が指示するところにより、その郵便物を	
差し出そうとする日の前日から起算して10日前の	
日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に	
支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指	
定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数そ	
の他その事業所が指示する事項を記載した書面を提	
出した上、その事業所が指示するところにより把東し	
た郵便物又は郵便物を納入した容器を郵便区番号ご	
とにまとめてその事業所が指定する容器に納入し、か	
つ、その書面に記載されたところに従い、差し出され	
たものであること。	
2 差出事業所が指定した時刻までに差し出されたも	
のであること。	
3 特殊取扱としないものであること。	
(4) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	10%
(5) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。	12%

- 2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
 - (1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に差し出されたものであること。
 - (2) 同一差出人から料金が同一のものを同時に5,000通以上差し出されたものであること。
 - (3) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注1) (1)の当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所は、別記10のとおりとします。
 - (注2) (3)の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。
 - 2 料金別納 (料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
- 3 1の(2)に掲げる条件のほか、2に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に1



第5表 第四種郵便物の料金

第1 適用

- 1 第四種郵便物の料金は、第2 (料金額) の表のとおりとします。
- 2 第35条(通信教育用郵便物の表示)第1項及び第2項、第37条(点字郵便物等の表示)第1項及び 第2項並びに第39条(学術刊行物郵便物の表示)第1項の規定による表示又は記載がない郵便物は、第 1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、そ の他のものにあっては、定形外郵便物の料金を適用します。
- 3 通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物又は学術刊行物郵便物を他の 種類の郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用し ます。ただし、定形郵便物、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1(基 本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあっては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあって は、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

料金の区別	料 金 額	
通信教育用郵便物	重量100グラムまでのもの	15円
	重量100グラムを超えるもの	重量100グラムを超え
		る100グラム又はその
		端数ごとに10円の割合
		で算出した額を15円に
		加えた額
点字郵便物		無料
特定録音物等郵便物		無料
植物種子等郵便物	重量50グラムまでのもの	7 3円
	重量50グラムを超え75グラムまでのもの	110円
	重量75グラムを超え100グラムまでのもの	130円
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの	170円
	重量150グラムを超え200グラムまでのもの	210円
	重量200グラムを超え300グラムまでのもの	240円
	重量300グラムを超え400グラムまでのもの	290円
	重量400グラムを超えるもの	重量400グラムを超え
		る100グラム又はその
		端数ごとに52円の割合
		で算出した額を290円
		に加えた額
学術刊行物郵便物	重量100グラムまでのもの	3 7円
	重量100グラムを超えるもの	重量100グラムを超え
		る100グラム又はその
		端数ごとに26円の割合
		で算出した額を37円に
		加えた額

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 特殊取扱の料金は、第2(料金額)の表のとおりとします。
- 2 書留、特定記録郵便及び特別あて所配達郵便については、第3 (料金割引) に定めるところにより、料金割引を適用します。

第2 料金額

			料金の区別	料金額		
速達料				重量250グラムまでのも	300円	
				0		
				重量250グラムを超え1	400円	
				キログラムまでのもの		
				重量1キログラムを超える	690円	
				もの		
配達	奎時 間	間帯指定	郵便料	重量250グラムまでのも	440円	
				<i>□</i>		
	<u> </u>			重量250グラムを超え1	570円	
				キログラムまでのもの		
				重量1キログラムを超える	920円	
				もの		
		現金書	留郵便物	損害要償額が10,000	480円	
				円までのもの		
				損害要償額が10,000	10,000	
				円を超えるもの	円を超える	
					5,000円又	
					はその端数ご	
					とに11円の	
					割合で算出し	
					た額を480	
書	般				円に加えた額	
留	1	書 現金書留郵便物以外のもの	損害要償額が100,000	480円		
料	笛			円までのもの		
				損害要償額が100,000	100,000	
				円を超えるもの	円を超える	
					50,000円	
					又はその端数	
					ごとに23円 の割合で算出	
					した額を480	
					円に加えた額	
	簡易	L 易書留			350円	
引点		<u>~</u> 列証明料			350円	
	幸証り		郵便物を差し出す際にするもの		350円	
НСХ	<u>т</u> ни.	. 1/1	郵便物を差し出した後にするもの		480円	
内尔	容証明	月料	(1) (2)に掲げるもの以外のもの	 郵便物の内容である文書の	480円	
1.14	7 1 111 1/1/1/1		(1) (2)(C)(2)() (3) (0 × 2)(2)() (4)	謄本が1枚であるとき	40011	
				郵便物の内容である文書の	 1 枚を超え	
				野体がりはんのうえ音の 謄本が1枚を超えるとき	る1枚ごと	
				NB/TYN-INXで使んるCC	に290円の	
					割合で算出し	
					た額を480	
					円に加えた額	
			(2) 第122条 (内容証明郵便物の差	1 通は(1)に定める額とし、その		
			出方法)ただし書に規定するもの		プ回は1囲ことに	
			四刀伝/ たたし青に規定するもの	その半額		

内容証明謄本閲覧料		480円	
特別送達料		630円	
特定記録郵便料		210円	
交付記録郵便料		170円	
本人限定受取郵便料	화	270円	
返信依頼郵便料		420円	
代金引換料		290円	
代金引換取消料	差出事業所におけるその郵便物の	無料	
及び引換金額の	配達前若しくは交付前又は発送準		
変更料	備完了前に請求があったとき		
	上欄に掲げるとき以外のとき	750円	
年賀特別郵便料		無料	
配達日指定郵便	下欄に掲げるもの以外のもの	42円	
料	土曜日、日曜日又は休日を指定する	270円	
	もの		
巡都の区の存す	る区域内又は同一市町村内のみにお	610円	
回いてその引受に	け及び配達を行うもの		
郵との他のもの		970円	
便			
料			
特定期間引受配達均	也域指定郵便料	無料	
特別あて所配達郵位	更料	150円	

第3 料金割引

1 一般書留料の割引

次表に掲げる条件を満たす一般書留郵便物の一般書留料については、第2(料金額)の規定により算出した額から、それぞれ次表に掲げる額を割り引きます。この場合において、次表の(1)及び(2)のいずれも満たすものについては、(2)の条件のみを満たすものとみなします。

条 件	割	引	額
(1) 次に掲げる条件を満たすものであること。			
ア 現金書留郵便物以外のものであること。			
イ 同一差出人から同時に300通以上差し出されたものであること。			
ウ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙を郵便物に			
添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受けから配達に至るまでの記録に			
必要な表示をしたものであること。			
エ 当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであ		11円	
ること。		1 1 1 1	
(注) エの当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次の			
とおりとします。			
1 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は			
料金計器別納としたものであること。			
2 取扱いが同一のものであること。			
3 速達及び返信依頼郵便以外の特殊取扱としないものであること。			
(2) 次に掲げる条件を満たすものであること。			
ア 現金書留郵便物以外のものであること。			
イ 同一差出人から当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に定			
形郵便物、定形外郵便物(特定規格郵便物を除きます。)、特定規格郵便物、			
通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に1,000通以上差し出されたも			
のであること。			
ウ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙(その事業			
所が必要と認めるときは、その用紙及びその事項を記録した電磁的記録媒体			
(当社が指定するものに限ります。以下この第3において同じとします。))			
を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受けから配達に至るま			
での記録に必要な表示をしたものであること。			
エ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満			
たすものであること。		0.1 Ⅲ	
(注1) イの当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所は、別記		21円	
10のとおりとします。			
(注2) エの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関す			
る条件は、次のとおりとします。			
1 形状及び重量が同一のものであること。ただし、差出事業所が指			
定するところによりまとめた上、差し出されたものの重量等その事			
業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的			
記録媒体を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっ			
ては、この限りでありません。			
2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又			
は料金計器別納としたものであること。			
3 取扱いが同一のものであること。			
4 速達及び返信依頼郵便以外の特殊取扱としないものであること。			

2 簡易書留料の割引

次表に掲げる条件を満たす簡易書留郵便物の簡易書留料については、第2(料金額)の規定により算出した額から、それぞれ次表に掲げる額を割り引きます。この場合において、次表の(1)から(5)までのうち二以上を満たすものについては、割引額の最も大きい条件を満たすものとみなします。

条件	割引額
(1) 次に掲げる条件を満たすものであること。	
ア 同一差出人から同時に300通以上差し出されたものであること。	
イ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙を郵便物	
に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受け及び配達の記録に必要な表	
示をしたものであること。	
ウ 当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすもので	
あること。	4.4.17
(注) ウの当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次の	11円
とおりとします。	
1 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は	
料金計器別納としたものであること。	
2 取扱いが同一のものであること。	
3 速達、返信依頼郵便及び配達日指定郵便以外の特殊取扱としないも	
のであること。	
(2) 次に掲げる条件を満たすものであること。	
ア 同一差出人から当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に	
定形郵便物、定形外郵便物(特定規格郵便物を除きます。)、特定規格郵便物、	
通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に1,000通以上差し出されたも	
のであること。	
イ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙(その事業	
所が必要と認めるときは、その用紙及びその事項を記録した電磁的記録媒	
体)を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受け及び配達の記	
録に必要な表示をしたものであること。	
ウ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満	
たすものであること。	
(注1) アの当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所は、別記	
10のとおりとします。	2 1円
(注2) ウの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関す	
る条件は、次のとおりとします。	
1 形状及び重量が同一のものであること。ただし、差出事業所が指	
定するところによりまとめた上、差し出されたものの重量等その事	
業所が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的	
記録媒体を、その事業所が指示するところにより添えるものにあっ	
ては、この限りでありません。	
2 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又	
は料金計器別納としたものであること。	
3 取扱いが同一のものであること。	
4 速達、返信依頼郵便及び配達日指定郵便以外の特殊取扱としない	
ものであること。	
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。	
ア 特別料金(1)が適用される郵便区内特別郵便物として差し出されたもので	
あること。	
イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日	3 7円

数により配達する特別な取扱いをすることの承諾((4)において「配達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。 ウ 当社が別に定める取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注) ウの当社が別に定める取扱いに関する条件は、他の特殊取扱としないものであることとします。	
(4) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 特別料金(1)が適用される郵便区内特別郵便物としたものであって、同時に300通以上差し出されたものであること。 イ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受け及び配達の記録に必要な表示をしたものであること。 ウ 配達余裕承諾をしたものであること。 エ 当社が別に定める取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注) エの当社が別に定める取扱いに関する条件は、他の特殊取扱としないものであることとします。	5 7円
(5) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 特別料金(1)が適用される郵便区内特別郵便物としたものであって、同時に 1,000通以上差し出されたものであること。 イ 受取人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙(その事業 所が必要と認めるときは、その用紙及びその事項を記録した電磁的記録媒体)を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受け及び配達の記録に必要な表示をしたものであること。 ウ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により配達する特別な取扱いをすることの承諾をしたものであること。 エ 当社が別に定める取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注) エの当社が別に定める取扱いに関する条件は、他の特殊取扱としないものであることとします。	6 8円

3 特定記録郵便料の割引

次に掲げる条件を満たす特定記録郵便物の特定記録郵便料については、第2(料金額)に規定する額から、11円を割り引きます。

- (1) 同一差出人から同時に300通以上差し出されたものであること。
- (2) 差出人の氏名その他差出事業所の指示する事項を記載した用紙を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受けの記録に必要な表示をしたものであること。
- (3) 当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。
 - (注) (3)の当社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 料金別納(料金を現金等で支払うものに限ります。)、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
 - 2 取扱いが同一のものであること。

4 特別あて所配達郵便料の割引

次に掲げる条件を満たす特別あて所配達郵便物の特別あて所配達郵便料については、第2(料金額)に 規定する額から、10円を割り引きます。

- (1) 同一差出人から同時に2,000通以上差し出されたものであること。
- (2) 当社が別に定める差出方法に関する条件を満たすものであること。
- (注) (2)の当社が別に定める差出方法に関する条件は、差出事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して3日前の日までに、差し出そうとする郵便物の配達事

業所名その他差出事業所が指示する事項を電子メールを利用してその事業所が指定した電子メールアドレスあてに送信したものであることとします。この場合において、第156条の3(特別あて所配達郵便とすることができる郵便物)の(注)の2に規定する当社所定の書面の提出は要しません。

第7表 手数料

手数料は、次表のとおりとします。

	料 金	の区別	手	数	料	額
	(1) (2)、(3)及び(4)に掲	郵便切手、通常葉書又は往復葉書	交換の請求に	こ係る	もの	6円
	げる切手類以外のも	の往信部若しくは返信部のみ	1枚につき			
	0	往復葉書又は郵便書簡	交換の請求は	こ係る	もの	12円
			1枚につき			
		特定封筒	交換の請求は	こ係る	もの	55円
			1枚につき			
	(2) (4) に掲げる切手類	郵便切手、通常葉書又は往復葉書	交換の請求に	こ係る	もの	13円
	以外のものであって、	の往信部若しくは返信部のみ	1枚につき			
	交換の請求に係る切	往復葉書又は郵便書簡	交換の請求に	こ係る	もの	26円
	手類(国際郵便約款に		1枚につき			
	規定する国際郵便葉	特定封筒	交換の請求は	こ係る	もの	78円
	書を含みます。)の枚		1枚につき			
	数が当社が別に定め					
	る枚数以上のもの					
	(注) 当社が別に定め					
切	る枚数は、100					
手	枚とします。				~- /	
類		外のものであって、交換の請求に係	その郵便切り			
0		の料額印面に表された金額が10	に表された金			
交	円に満たないもの		以上のときは	に、その)合計額)	
換手		見を限定するもので、当社が別に定				無料
数	めるもの	1のは、大体の注上にだて郵便用				
料料		ものは、交換の請求に係る郵便切った工品が伊護				
177		済年玉付郵便葉書等に関する法律第 によれるい引乗日付きよりで発行さ				
	1 未免1項の規定に れたもので、次に掲	よりくじ引番号付きとして発行さ				
		の死亡に伴う服喪のため年賀特別				
		いと認められるものであって、そ				
		業所において現に販売している通				
		球者が希望するものと交換するた				
		きとして発行されたものの販売期				
	間内に提出のあっ					
	2 郵便葉書(当社					
		ければ差し出すことができないも				
		うちその請求のあった事業所にお				
		ことができるものと認めるもので				
	あって、くじ引番	号付郵便葉書(切り離さなければ				
		きないものを除きます。)と交換す				
	るため、その販売	期間内に提出のあったもの				
第三	三種郵便物承認請求料	毎月3回以上発行する定期刊			209	9,520円
		行物に係るもの				
		上欄に掲げるもの以外のもの			1 0 4	4,760円
第三	三種郵便物の題号等の変更	一事項の変更の場合			3 1	1, 430円
承記	器料	二事項以上の変更の場合			3 ′	7,720円

料金	:受取人	(1) 受取人払郵	便物に係る料金を後納するもの	1通につき	19円
払の事	の手数料であって、かつ、郵便私書箱に配達するもの				
	(2) 受取人払郵便物に係る料金を後納するもの			1通につき	26円
	又は郵便私書箱に配達するもの				
(3) 巡回郵便と		(3) 巡回郵便と	するもの		無料
		(4) (1)から(3)ま	でに掲げるもの以外のもの	1通につき	34円
あて名変更 (1) 差出事業所		(1) 差出事業所	におけるその郵便物の配達前若		無料
料及び取戻		しくは交付前と	しくは交付前又は発送準備完了前に、その事業		
し料	し料所に請求があっ		ったとき		
(2) その郵便物		(2) その郵便物	を配達すべき事業所に請求があ		550円
ったとき		ったとき			
(3) (1)及び(2)に		(3) (1)及び(2)に	掲げるとき以外のとき		750円
第90条(郵便物の返還の際の料金)に規定する手数料					5 5円
私言	私 道路上又は道路に近接す		1日の取集度数(その私設郵便	1年につき	217,570円
設しる	る場所に設置するもの		差出箱の郵便物の取集めをす		
郵			る事業所の通常の取集度数に		
便			よります。以下同じとします。)		
差			が4度以上のもの		
出			1日の取集度数が3度以下の	1年につき	108,790円
箱			もの		
Ø _	上欄以外	の場所に設置す	1日の取集度数が4度以上の	1年につき	326,360円
取るもの			もの		
集			1日の取集度数が3度以下の	1年につき	163,180円
料			もの		